

# 命を守れ！自衛消防

消防法第8条では、防火管理者を選任し、災害時の行動要領・教育・訓練等について消防計画を定め、万が一の場合に適切な措置を取る責務を課しています。

## 自衛消防隊長

任務：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行います  
各担当が円滑にその任務を遂行できるよう、事業所の責任者や防火管理者等がその任に当たります。

## 通報連絡担当

任務：電話（固定・携帯）や火災通報装置で通報します。

詳細は山形市ホームページで「119番通報」を検索。具体的な内容が紹介されています。

## 初期消火担当

任務：消火器や屋内消火栓で消火活動を行います。

安全確保のため、退路を確保して消火します。天井まで炎が上がったら、消火を中止。直ぐに避難して下さい。（天井裏に火が入ると一気に拡大し、消火・避難が困難になります。）

## 避難誘導担当

任務：最も安全な経路で避難させます。

火事ぶれを行い、逃げ遅れ者を確認し、安全な場所へ誘導します。一度確認した場所には、「確認済み」等の印をつける工夫をするのも良いでしょう。

建物には様々な消防用設備等（自動火災報知設備、屋内消火栓、火災通報装置）が設置されています。適切に維持管理し使用することで、消防隊到着までの空白時間を埋めることが可能です。使用方法に不安がある場合は、法定点検時に消防設備業者へ、使用方法を聞いてみましょう。「自分のところは自分で守る!!」火災発生と同時に事業所の総力を挙げて通報・消火・避難誘導を行いましょ。

お問合せ 山形市消防本部予防課

T E L 023(634)1195

E-mail shobo-yobo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

